M anagement A ccounting T ax *Information*

本城税務会計事務所　長浜市南高田町 637 番地
Phone　0749-63-4501(代)・Fax　0749-63-1224・E-Mail　info@honjo.jp

30 万円未満の減価償却資産は一時の損金に＜平成 15 年度税制改正＞

中小企業者・ベンチャー企業支援が税制改正に盛り込まれている。減価償却資産に対する即時償却、交際費課税の緩和、留保金課税の適用停止等が主である。特に 2003 年は電子政府実現の目標とされている年度であり、IT 投資促進のための支援が含まれている。
なお電子申告は平成 15 年度実施予定で、具体的にはちょうど 1 年後の所得税確定申告、法人税、消費税の確定申告から実現する見込み。(現国会で審議予定のため確定は 3 月末の見込み)

30 万円未満の減価償却資産の即時償却

中小企業者が取得価額**30 万円未満の減価償却資産**を取得したとき、取得価額**全額の損金算入**を認めるとされる。
現行は取得価額 10 万円未満。
ただし取得の期間が平成**15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日まで**の 3 年間とされるので注意が必要。

IT 投資促進税制

＊**取得**の場合
税額控除か特別償却
電子計算機等の IT 設備
ソフトウエアも対象

一定の IT 関連設備等を取得した場合、取得価額の **10%相当額の税額控除**、または取得価額の **50%相当額の特別償却**との選択適用を認める。要件は以下のとおり。
取得の期間は**平成 15 年 1 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日**
一定の IT 関連設備等とは以下の設備等。
電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、IC カード利用設備、インターネット電話、ルーター・スイッチ等
これら設備の**取得価額の合計額が 140 万円以上**であること。
ソフトウエア
ソフトウエアの**合計額が 70 万円以上**であること。

＊**リース**の場合
税額控除
ソフトウエアも対象

資本金 3 億円以下の法人が一定のリースを受けた場合、**リース費用総額の 60%相当額の 10%の税額控除**。ただし当期法人税額の 20%を限度とし、超過額は 1 年間の繰越を認める。
リース契約が 4 年以上(但し耐用年数を超えない)であること。
上記**電子計算機等の設備の場合、リース費用総額が 200 万円以上**であること。
上記**ソフトウエアである場合、リース費用総額が 100 万円以上**であること。

不明の点などありましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。